京都大学フィールド科学教育研究センター海域ステーション 瀬戸臨海実験所水族館観覧規程新旧対照表

	改	正	前				改	正	後													
(前 略	答)																					
(観覧料)						(観覧料)																
第5条 観覧料は、次のとおりとする。						第5条 観覧料は、次のとおりとする。																
	大	人	小人				大ノ		小人													
区分	(高等学校の生徒		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			区分	(高等学校	交の生徒	(中学校の	生徒又												
	又はこれと同等以		は小学校の児童)				又はこれと	:同等以	は小学校の	児童)												
	上の年齢の者)						上の年齢															
個人	1人につき	<u> </u>	1人につき			個人	1人につき		1人につき													
観覧料		500 円		110円		観覧料		600 円		200 円												
団体	1人につき	<u> </u>	1人につき			団体	1人につき	•	1人につき													
観覧料		450 円		60 円		観覧料		550 円		150 円												
備考						備考																
17																						
2 - (略)						2 (同 左)																
[3]						3																
						4 次に掲げる手帳又は書類(以下「障害者手帳等」																
						という。) の交付を受けている者は、当該障害者																
						手帳等を提示した場合、その観覧料を団体観覧料																
						<u>とする。</u>																
						(1) 身体障害者福祉法の規定による身体障害者																
						<u>手帳</u>																
						(2) 精神保健及び精神障害者福祉法に関する規																
						定による精神障害者保健福祉手帳 (3) 知的障害者福祉法施行令の規定による判定 書(療育手帳制度要綱に規定する療育手帳)																
												(後略)										
																		附則				
						この規程は、平成26年4月1日から施行する。																
·	·			·	_			·														